

報告事項名	「令和6年度第2回（通算第4回）木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会」開催結果
委員会開催日時	令和6年8月28日（水）9時30分～11時40分
出席者	委 員：上原委員長、増渕副委員長、増井委員、上杉委員、内田委員、村井委員、松本委員、古城委員、炭本委員、森井委員 事務局：京都府文化財保護課 藤井主幹兼記念物係長、中居住査、溝口技師 木津川市教育委員会：竹本教育長、平井教育部長、八田文化財保護課長、永澤課長補佐 (傍聴者：2名)
場所	木津川市役所本庁舎 5階全員協議会室
委員会開催結果	<p><b>【開催結果】</b>      令和6年度第2回木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会を開催したので、以下のとおり報告します。 →：事務局</p> <p>1. 開会      2. 挨拶 竹本教育長      3. 議事      ①木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画について（継続審議）</p> <p>●事務局から資料 前回までの議論を反映した第1章～第6章（市作成案）及び第7章～第9章（府作成案）並びに今回新たに提案する第10章～第12章の案について、3つの区分ごとに提案説明、質疑応答、意見交換を行った。</p> <p>●内容に係る主な意見は以下のとおり。</p> <p><b>第1章～第6章について</b>      (委員長) 第3章「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の概要」の「整備の現状」の参考として掲載されている写真と、第4章「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の本質的価値」の「本質的価値の補完に好影響を及ぼすもの」としての掲載されている写真が同じものが多い。      → 整理する。</p> <p>(副委員長) 第4章（史跡の本質的価値）19頁から21頁のうち、20頁「史跡を構成する諸要素」「史跡指定地内」の「本質的価値を有する要素」を列記した表の形では、今後の調査で新たに地下遺構がみつかった場合は、追加する必要がある。19頁の表は、追加の必要はない書き様。現状で確認されている構成要素を20頁で書くことで、19頁の内容が限定されてしまいかねない。20・21頁に列記されている個々の遺構などは、記述時点をただし書するなど、書き方を検討されたい。</p> <p>(委員長) 何年時点で確認されているもの、ということを明記すること。</p> <p>(委員) 第1章「保存活用計画策定の沿革・目的」8頁で、「計画の対象範囲」を記述し、9頁でこれを図示しているが、恭仁宮跡の範囲が計画対象のメインで濃いピンクで図示、ただしメインとなる恭仁宮跡だけでなく保存活用計画上で念頭におくべきところとして恭仁京城を薄いピンクで図示されているが、凡例で恭仁京城の薄いピンクが「対象範囲」とされているのはいかがか。</p> <p>(委員長) 濃いピンク（恭仁宮跡）がメインの対象範囲で、薄いピンク（恭仁京城）が考慮すべき範囲と、凡例で示すこと。</p> <p>(委員) 第4章「本質的価値」27頁に掲載の古写真は、本質的価値である古跡の、かつての状況が確認できるもの、という理解でよいか。この古写真は興味深いものがある。</p>

	<p>→ 大極殿跡のかつての様子がわかる古写真と、そこに写る中西翁頌徳碑や国分寺鐘楼・瓶原村役場の現在の状況をあわせて示している。「瓶原村役場（新嘗祭か）」は着衣が「中西翁頌徳碑（昭和8年3月除幕式）」と共に人物がいることから、除幕式かもしれない。</p> <p>(副委員長)「本質的価値を有する諸要素」そのものではなく、それに関する「関係古写真」というタイトルにすべき。本質的価値という説明にかかる参考資料とすべきである。</p>
	<h3>第7章～第9章について</h3> <p>(副委員長) 第7章「活用」の5頁「活用の基本方針」で、「活用の基本方針は、来訪者とともに・・・」という文章では、来訪者中心の活用となってしまう。地域の資産であり、地元の人による活用が中心となる文脈にされたい。また、来訪者に対してと考えると、遊びではない、遊園地ではない、と述べるのは理解できるが、しかし恭仁小学校の子どもたちは、そこで遊んでおり、地元の子どもは遊んで愛着をもつようになる。「遊び場ではなく」と書くと窮屈になるし、「真剣に学習する」と書くとやはり窮屈になる。単なるアトラクションではない、とすると、今までの取組みを狭くしてしまうことになる。自治体や国が事業をするとき、今までとの違いをみせるのには有効ではあるが、地元での活用の取組みが窮屈になってしまい表現は避けた方がよい。地元配慮が必要である。</p> <p>第9章「整備」の2頁で、「説明板等」で、多言語化にQRコード利用、Wi-Fi環境整備など、ここまで具体的に書く必要あるか。趣旨がわかればそれでいいと思う。4頁「内裏・大極殿院地区の整備方法」で、以前に地元委員からの意見にあった御靈神社の整備の付帯条件が書かれるが、ここまで書く必要あるか。地元が守ってきた景観を、いろんな意見を聞いて整備する、ということでおいと思う。</p>
	<p>(委員) 第7章「活用」のうち「普及啓発に関する課題」に「関係人口の増加」とあるが、関係人口とは。</p> <p>→ そこに住んでいるわけでもないが、例えば仲間であったり、イベントの応援に来る人たちなどを意味している。</p> <p>(副委員長) 地元住民でも観光客でもないが、SNSで発信する人とか、積極的に何かにかかわってくる人たちの役割など、関係人口の増加は、いろんな施策でも重視されるようになっている。</p> <p>→ 関係人口をどう広げていくか、地元の人と話合いながらという程度のあいまいにしてはどうか、今は細かくは書けないが、どう増やすかは大事なことと考える。</p> <p>(委員) テレビで取り上げられて、それを見た人が来られることがある。</p> <p>(委員) 地域の中で、道の駅的なものがつくれないか、という意見がある。このエリアは、商業施設がなくなっている、南山城村のように道の駅に商業施設の機能もできれば、地元住民の利便性も上がる。</p>
	<p>(委員長) 各地の史跡でも、道の駅ができるところが増えている。道の駅目当ての人の中には、その機会に史跡に来る人もあり、誘客に有効な面もある。</p> <p>(委員) 御靈神社の景観、史跡内の生活道路や水路の整備も含めて一体として整備してもらえたなら。恭仁宮跡が瓶原エリア全体の面積に占める比率は高く、その中に生活道路や農業用水路が走っているので、それらも整備計画に盛り込んでほしい。水路の維持管理が一番厄介。瓶原まちづくり協議会でも手もまわらない。</p> <p>(委員) 道の駅とするかどうかはともかく、第9章「整備」4頁に「ガイダンス施設とボランティアガイドの連携」ということも書かれているが、何がプラスされれば地元の人にとっても持続可能となるか。商業施設とか、地元や関係人口、移住定住など、持続可能な地域形成に寄与するのは何か。ガイダンス施設プラスアルファのものと読めるようにされるのがよい。</p> <p>(委員) 全体の書きぶり、暮らしと、暮らしになじむ景観と、史跡整備。道の駅</p>

	<p>などの施設と生活インフラ、農地と道路・水路と史跡、いろいろな要素がからむ議論の枠の中では、地元と協議しますとか、検討しますとしか書けないと思うが、そもそも話し合いのプラットフォームが必要では。将来的な施設整備とか大きな事業も、大局的に俯瞰する立場から考えることが必要で、今はすべて「地元協議」でとどまつていて、個別に案件ごとの話し合いで対応しているが、生活や地域活性化などクロスオーバーな要素を議論するために必要と思う。</p> <p>(委員) 夏休みに恭仁宮跡で、小さいやぐらを建てて盆踊りが行われ、瓶原から出た人も帰ってきて活気にあふれていた。若い世代には、瓶原で何かしたい、自分たちで発信したい、という気持ちの人もあり、若者から関係人口の広がりもある。道の駅のコンセプトもそのようなところから検討してはどうか。</p> <p>(副委員長) 施設整備は史跡範囲外の比較的の自由なところで行い、一方で史跡内の大極殿跡前には小学校の校庭があり、平城宮のように復元しなくとも、当時の環境がイメージできる雰囲気を残しており特徴があり、地元の人のイベントや祭礼とか、自分たちで工夫して活用できるように。また、営農を保障するための水路整備など、営農や生活環境との調和という整備の課題として重要。第6章までのところも、全体を見通して見直すべきところもあるかと思う。水路の図面もつける必要があるのでは。</p> <p>→ 史跡指定回別図には基本的な水路は記載している。</p> <p>(副委員長) 見ることのできる遺構部分と、小学校という地域コミュニティの拠点が重複しており、活用範囲の設定が難しいと考える。</p> <p>→ 水路のあるところを公有化していると、その先で耕作されている場合の水の供給が課題となっている場合もある。</p> <p>(委員) 公有地の箇所によって、水路を通過しているところと切断しているところが混在している。大井手用水から取水るのは半年間で、あとは雨水が流れるのみということも考慮して。</p> <p>塔跡と小学校の間の多目的広場では、昨年までグラウンドゴルフ利用者があったが、今は芝生の広場が子どもの遊び場としてよく利用されている。大きなイベントは、社会福祉協議会の「ふれあいひろば」、商工会の「かもまつり」、先にでた盆踊りなどで利用されている。水路もあって水遊びもできる。このようなフリースペースを整備にあたって増やせればよいと思う。特にコロナ禍のときには、公共施設の利用制限もあったため、地元の人だけでなく多くの来訪者があった。</p> <p>→ 第4章「本質的価値」内の図「補完に好影響を及ぼすもの」で、張芝による仮整備箇所や多目的広場の位置を示している。</p> <p>(委員長) 融通がきくような文章にすること。</p> <p>(委員) 農業用水路など、この地域での生活も考慮して書かれているという形にして、保存活用計画の範囲外であっても、考慮していることを表すようにすべきである。</p> <p>(委員) 書き方で、現状を書いているところと、課題を書いているところが別々であるが、現状と課題はつながっているので、第3章の現状認識に基づいて物理的に礎石があるとかは保存のところで述べればいいが、第3章15頁の「活用の現状」項目で、今後どうするかが頁をめくっても続かない。体裁を直すと読みやすくなると思う。</p> <p>第7章「活用」の(3-1)「史跡地内での適切な活用」のところで、地区ごとに活用方法があるのかもしれないが、案のような内容は史跡全体として捉え、ハードの問題として第9章「整備」のところに記述をスライドさせ、活用の現状としては、ふれあい広場での盆踊りや水遊びの写真を載せて、このような活用は継承するということにしては。</p> <p>第9章「整備」の「基本方針」として、「通学環境への配慮が必要となる」とか「検討する必要がある」「整備が必要となる」といった表現が目立つが、書き方として方針なので、必要なのは課題と、それに対してこうやるという方針、その前に方向性を記し、その中で具体に箇条書きしていくように。「必</p>
--	---

	<p>要がある」は方針ではない。        → 今の検討段階では、基本方針として書ける状況ではない。        (委員) 計画期間の10年間で、具体的に整備できないのであれば、この表現でも仕方ないが。        → 10年間のうちに整備のスタートは切りたい。どの方向でいけばよいか難しい。        (委員) 事務局の意志次第。        (委員) 地域計画(京力農場プラン)の策定のため、稲作や畑といった目的別に農地を地図上におとして作業しているところ。施策として、史跡のところは農地整備からはずすとか、農政課との府内協議も必要。        水の供給と始末は、公有地であっても、受益者の必要があれば、しなければならない。        (副委員長) 産業、生活のためには、史跡だけの問題ではないので難しいところである。</p>
	<h3>第10章～第12章</h3> <p>(委員長) これまでの議論をうけて修正も必要。        (委員) 第10章「保存活用事業運営・体制」の課題から記述が始まっているが、現状をその前で述べていない。現状を述べて課題を書くこと。いきなり課題になっているので、ずらして書くべき。現状を書いて、こうしたいという課題に。        2頁「整備の方法の課題」に掛かれているAR、VRは活用であって、物理的環境を変えるのが整備。この記述は活用。ここに書かれる「民間活力の導入」も運営のことで、ここではあくまで物理的な環境整備のことを書くべき。        (委員) 第10章の図(国、府、市と府内部局、地域、関係団体との相関図)は、現状はこんな感じと思うが、計画策定によって今後は変わらるのか。文化的景観では、地域の人が主役なので、地域を大きく書くことが多い。また、この案ではあまり「協働」感がない。「地域」を大きくし、協働感を出して、農地の部分は、第6章「保存管理」で、第11章「実施計画」2項目には、農地のことを付け加えるか。        → 第6章「保存管理」中に「保存活用区分図」をつけ、3色に分けて図示し、第二種保存地区での農地についての方針を示している。        (委員) 営農が続く場合の水路の調整、10年で必要な取組、副次的な取組、第二種保存地区での遺構の確認についてなどを記述する必要があると思う。        → 第6章7頁と合致させて入れることは可能。        (委員) 第6章も含めて史跡範囲内の農地をどう書くか、すでに課題として出ている第二種、第三種、水路についての表現が必要。        (委員) 第11章「実施計画」で、本質的価値を構成する諸要素に対して実施内容が書かれているが、通常の実施計画では、やろうとしている事業を箇条書きで示しているところが多い。本質的価値個々にではなく。保存に関して何をやるか、いつやるか。10年の計画の中で、最初3年が短期的、中期は5年とかで分けて、公有化や整備を、項目と時間軸の表の中に、保存・活用・整備をそれぞれ目次立てにあわせて表すようにすること。        第12章「経過観察」についても、進展の基準を公有化率でチェックするとか、他の史跡で参考にできる事例がある。        (副委員長) 実施計画をここまで細かく書く必要あるか。第9章「整備」で大極殿「地区」と表記してあることに従い、遺構ごとではなく、地区に対してどんな手当をするか地区別に書き、その地区にある遺構についてどうするかということを書くべきである。ただし、エンドレスな作業もあるし、公有化も地権者次第で、一概に進めばいいというものでもない。営農など生活の場でもあり、数値による目標設定が適当でないものもある。他部局との調整の中で、他部局が担当すべきことであろう。それは、文化財側が書くことではな</p>

	<p>いが、調整は必要。地域活動団体の名を挙げてもいいと思う。</p> <p>(委員長) 第11章「実施計画」、第12章「経過観察」とともに、遺構ごとではなく、地区ごとの記述でよい。文章の中で遺構について触れること。</p> <p>(副委員長) 経過観察についても、「何か、ここまでやらねばならない」ことで縛ることなく、「着手した」とか、緩やかに読めればいいと思う。</p> <p>現状と課題の書き様は、この案ではわかりにくい。</p> <p>→ 文化庁からは、提示された新目次に忠実にせよと指示されている。</p> <p>(副委員長) 一般の方にも見てもらう計画であり、わかりやすさを優先すべきである。</p> <p>(委員長) 全体でわかりやすく整えること。</p> <p>(委員) 平城宮跡でも、草刈りが課題となっているが、恭仁宮跡での草刈りの課題について書いているか。</p> <p>→ 公有地は主にまちづくり協議会へ委託しているが、案からは省いている。現状は、まちづくり協議会メンバーの高齢化により、維持管理作業の担い手不足や機械化対応が課題となっている。</p> <p>(委員) 保存管理に対応する箇所で、現状、課題、それに対してどうしたいかという方向性を、どう「実施計画」で書くか。</p> <p>(委員) 10年計画とか大きなものではなく、お客様を案内していく、お土産がないのか、とよく尋ねられる。京都文化博物館での恭仁宮展で、トートバッグが展示されており、欲しいと思ったが入手できるのか。</p> <p>→ 令和4年度に京都府が配布用に作った。残はないので、フリー素材にして作ってくださるのであれば提供したい。</p> <p>(委員) ふるさと案内・かも会員間でも話題になった。商品開発という観点からも興味がある。</p> <p>→ イオンモール高の原でのイベントで、SNSで発信してくださった方に差し上げることとしたが、欲しい人はシニア層が多くSNSの活用はあまりされておらず、SNSを活用する層は恭仁京に興味はないというミスマッチはあったが、イベント終了後には問合せもある。</p> <p>(委員) 第10章「保存活用事業運営・体制」の図で、上から国、府、市という順で並んでいるが、上下関係を表しているのか。</p> <p>(委員長) ピラミッドのような上下関係の感覚はない。</p> <p>→ 他の史跡の保存活用計画の例では、中心に管理団体をおいているところもある。</p> <p>(委員) 市の庁内他部局との関係は。</p> <p>→ あえて対等の形の案としている。</p> <p>(委員) 教育部局は、文化財保護課が記されているが、教育部局は文化財保護課だけが担うという意味か。子どもたちの目線も大事であることから、文化財保護課だけでなく、教育部局全体での取り組みとしてほしい。</p> <p>(委員長) 「地域」をできれば大きく表すこと。</p> <p>(委員) 計画を作る中で、関係する他部局とのかかわりをもって、史跡の位置づけを高めていただきたい。他の部局も史跡を意識して、また地域整備の柱に史跡が位置づけられるように、プレゼンスを高めていただくようにされたい。</p> <p>(副委員長) 行政の中で、歴史まちづくり法による認定された計画で、協議会をつくって3年くらいでフィードバックして地域との話し合いをもって、という大変な労力を要する制度を国がつくっているが、そこまで自治体に要求できるものか、できる自治体は限られる。るべき姿はどうかという問題もある。庁内の文化財に対する認識はいかがか。</p> <p>→ 瓶原地域では、恭仁宮跡はじめ遺跡が多く広範囲に及び、史跡の公有化を進めていることもあって、市の庁内では、文化財に対する意識は高いと思われる。本計画にも、他部局に関係するものをその他の要素として記述する案としている。</p>
--	---

4. 閉会

次回は、11月5日（火）午前9時30分から開催。これまで4回の委員会での委員からの意見を反映した、第1章から第12章までの最終案を提案する予定。